

議会運営委員会会議録
(閉会中 平成28年10月26日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成28年10月26日

招集場所 第2委員会室

出席委員

委員 長	饗庭 敦子	副委員長	西岡 克之
委員	安藤 克彦	委員	喜々津 英世
委員	堤 理志	委員	河野 龍二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

副議長	山口 憲一郎	議会事務局長	中山 庄治
課長	富永 正彦	係長	細田 浩子

本日の委員会に付した案件

- (1) 大学とのパートナーシップ協定について
- (2) 陳情について

開 会 13時29分

閉 会 14時59分

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんお疲れさまです。副委員長の西岡委員が少し遅れるそうですが、定足数に達しておりますので、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の議題であります大学とのパートナーシップ協定については、先日、シーボルト大学の地域連携室というところに訪問してお話を聞こうということで、日程調整をしていたんですけども、午前中ありましたふるさと創生まちづくり調査特別委員会の委員長とも相談して予定をしておりましたが、皆さんからのご意見等もありまして、ちょっと終了が難しいということで、今回は延期という形でさせていただきます。

それにあたって、前回からちょっと時間も経ってますので、連携室に行くのは行くんですけども、それに関して何か皆さんからこういうのをしたらいいとかいうご意見があったら今日聞いてまた次回にとと思いますが、ご意見はございませんか。

皆さんの方から無いようですので、次回また日程等を決めましたらご連絡させていただきたいと思います。

次の陳情についてというところで、現在の長与町の陳情の状況を事務局から説明していただいて、あと視察に行ったときに長与町と違うところもあったかと思っておりますので、それを含めて今後どうしていくかというのを話し合いたいというふうに思います。

局長。

○議会議務局課長（中山庄治君）

議会運営委員会で陳情を議論するのは、私も初めてなので、まず陳情とは何ぞやというところから入っていききたいと思います。

陳情、国または地方公共団体等の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のあるものが、その実情を訴えて相当の措置を要望する事実上の行為のことを言う。請願が日本国憲法第16条の定めるところにより国民の基本的権利の一つとして保障されている請願権に基づくものと異なり、陳情は法律上保障された権利の行使として行われるものではなく事実上の行為にすぎない。これが解釈でございます。

次に、長与町の会議規則ですが、会議規則の第9章に請願がありまして、その中の第95条陳情の処理。陳情書は、これに類するもので議長が必要とあると認めるときは、請願書の例により処理をするということになっております。

この会議規則の解釈ですが、この陳情書等については、必要があるものは請願と一緒に扱うことができるということを規定しています。陳情書も利害関係のあるものが、権限のある機関に対して、相当の措置を要望することを文書にしたもので、その本質において請願とは異なる点はなく、紹介議員の有無について差があるだけであると。議会に提出されるのは本来は請願である。しかし、紹介議員が得られないとかその他の理由によって、陳情で提出されても住民の意思として尊重すべきであるということから請願書の例により処理するものとして規定をしていると。

これに類するもの、一般的には、要望書、要請書、嘆願書あたりがあります。請願書

の例により処理するかどうかは、議長が必要があるものと認めると書いてあるということで議長が判断しますが、実態としては議会運営委員会で協議するなどして、先例を積み上げていって議会の基準にするのがよいと書いてございます。

それと、申し合わせにも請願事項について書いてあります。請願陳情書の処理ということで陳情書については参考配付とし、要望書その他必要なものは議長の判断により処理をするということに書いてあります。あくまでも長与町議会は参考配付ということになっております。それと最後ですが、議会基本条例にも陳情に関して書いてあるところがございまして、議会基本条例の第6条第3項議会は請願及び陳情の審議等においては、提案者が希望するときは意見聴取を行う機会を設けることができる。ということでありまして、実際、会議規則にのっとってやる場合が長与町の場合は参考人として来ていただいて、この基本条例は、希望するとき出した人がいろいろ意見を言いたいですよというときにということに書いてあるのですが、実態としてそういう会議規則の中に決まり事がないので、参考人という形で来ていただいて、ご意見を聞いている状況です。以上、陳情の説明でございました。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいま説明していただいたとおり今の現状としては、参考配付というふうになっているかと思いますが、このままでいいのだろうか、視察に行ったときも意見聴取をしているところがあれば、配布している、必要に応じて、いろいろあったかと思いますが、このままでいいのか。どうしていきべきなのかをちょっと話し合いたいと思いますので、皆さんからのご意見をお願いします。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

提出についての現状をちょっとお知らせください。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局課長（中山庄治君）

最近の提出の状況は、ほぼ郵送です。事務局に持ってきていただいて趣旨を述べて提出ということはありません。近年の例でいけば宇宙船地球号を守るための定義云々の議決提議書とかですね、あと、最近では国による子供医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国民負担の調整、廃止を求める意見書採択を求める請願書あたりが来ただけで、特にここに来てご説明をいただいたということはありません。郵送がほとんどです。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

再度ちょっと聞きますけども、これは議員側の問題かもしれないんですけども、それ

によっていわゆる陳情で不都合があったとか、例えば陳情者側からですね。請願ならば、きちっと議決するんですけども、陳情を出したのに回答がないとか、どうなってるんだとか、そういった不都合というか、そういったのは事務局の方にはなにか来てるんでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局課長（中山庄治君）

請願の場合は、採択・不採択の結果をきちんとお知らせをします。陳情についてはお知らせをしていません。そういう状況の中で出された方からどうなったのかということは、今のところないです。

○委員長（饗庭敦子委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ならば、私は、今のままの扱いで、請願についてはいろいろとまた考えていかなきゃいけない部分があると思うんですけど、陳情に関しては何ら現状で問題がないのかなど。もし内容が内容なら事務局もそれを紹介議員をとっての請願に、陳情を請願に変えるというアドバイスもできると思いますので、私は陳情に関しては現状でいいのではないかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと記憶は定かではないのですが、長与町も以前は陳情も審査をして、議決をとってたという経緯があって、いつの段階からか陳情が参考配付になったのですけども、今、安藤委員が言われた現状、陳情出しても当事者から何のアクションもないということだから今の段階で問題ないのではないかというふうな話にもなると。確かにそういう状況もありますけど、ある意味では陳情というのはどういう目的で出すかということですね。単に送ってしまえばいいというそういうかたち上のものならば、何かこちらから受け取った側も非常に対応としては、非常に冷たい対応になりますよね。単に受け取りましたというだけで、やっぱり全国の議会で扱いが違うのもやっぱりそういう対応の部分だと思うんですよね。陳情まで審査をして可否を問うというところで、もう1つやはり僕らが作った基本条例ですね。これに基づけば、請願及び陳情の審議等においては提案者が希望すると意見聴取を行う機会を設けることができると、ですから請願も陳情も同じ扱いをするというふうな形に捉えられる状況ですね。だから今後、皆さんがどう思うのかですけども、今のところ便宜上出された陳情は参考配布にしますというふうなそういうルールに乗ってしまってるということですから、もっとやっぱりじゃあ議

会として、まずは議運として、この陳情は審査をすべきかどうかというところを問う場をつくらないといけないと思うのですよね。参考配付でいいじゃないかなれば、それはそれでそういう判断をしたというふうになるかもしれないけども、じゃあこの陳情はこういう陳情が来たと、中身についてはこうだということ、この陳情については審査をしたほうがいいのかどうかというのをやっぱりそこまではしないといけないんじゃないかなというふうな感じを持っているんですよね。出した側は、一生懸命こういう内容をもっと充実して欲しいとかいろいろ国に対して検討して欲しいとかという思いを込めて出してるんだから、その思いをくみ取ると一定僕らの対応も少しやっぱり前進した対応をした方が、基本条例に基づくなら、やるべきではないかなというふうに思います。これは、あと参考人を呼ぶことができるということになってますので、先ほど言われたように遠くの横須賀市でしたか、横浜の人をお金出してまで来てもらうというのは、それはやっぱりちょっとなかなか困難ですからね。だからそこら辺は、することができるというふうに基本条例でしてますので、そういう場合によっては、近くの市内だとか、特に町内だとかでそういう陳情が出た場合については、参考人も呼んで、陳情者も呼んで、審査を行うというのもやってみてもいいのかなというふうには私は思いますけどもね。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にいかがでしょうか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほど事務局長から請願と陳情の違いについて説明がありましたけども、もう大方の町民の方は請願と陳情の違い、法的根拠があるなしとか、そういったことは全く知らないはずなんですよね。今までは、あんまり身近な問題が出てこなかったけども、今後出てくる可能性が、例えば町民の方からよくわからないまま請願と陳情の違いがわからないままに陳情という制度があるらしいから陳情で出してみようということを出した場合です。これは陳情だから参考配布、では議会改革にはならないかなと思うのです。議会改革というからには、我々も今までと違うことをこういう問題点があるのかな。もしそれが問題ならいい方に改善しないといけないということで、ですから、先ほど河野委員が言われたように陳情であっても、もちろん内容を皆で吟味して、議長の判断も聞きながらまた議運の皆さんでも協議しながら、これはみんなでちょっと話あった方がいい内容だろうということであれば、議論のまな板にあげるというのが、今後あってもいいのではないかなという気はします。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

委員会を再開します。陳情につきましては、議長が必要と認めるときですね、そのときは議運に諮っていただくという形で、その上で議運で審査をして、審査が必要なものなのか参考配付にするのかというのを決めるような形で今後は陳情の取り扱いを進めていきたいというふうに思いますが、皆さんご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それで決定させていただきます。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今の件は、申し合わせ事項との絡みはどうなるの。そこら辺のつけ加える必要がないのか。お尋ねをします。

○委員長（饗庭敦子委員）

会議規則に関しては、今、言ったとおりに表示してますので、恐らくそれのもとから申し合わせ事項を作っているはずなので、そのとおりになっているものと考えます。

では続きまして、その他のところで次の提案事項に行きたいというふうに思いますので、休憩をされますか。それでは、14時30分まで休憩します。

（休憩 14時20分～14時30分）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。陳情の次の提案のところの傍聴者への手話通訳要約筆記導入について、ちょっと皆さんのご意見をいただきたいというふうに思います。現状、手話通訳、要約筆記を福祉課として、町では取り組んでるのですけれども、その実態とそれを議会としてどうするかというところで、今の実態をちょっと説明していただきます。

局長。

○議会議務局長（中山庄治君）

これは長与町の事業になるんですが、長与町意思疎通支援事業実施規程ということで、福祉課が所管になります。議会も一度この事業をお願いして手話通訳の方をお願いした経過がございます。それが平成26年の9月の手話言語法制定を求める意見書、その前に請願も参りまして、その中で委員会室及び本会議場で手話の方に来ていただいて、実際やったことがあります。要約筆記はございません。それと今年4月から障害を理由とする差別解消法の推進に関する法律等がございます、この法律も関連して議会でも何らかの改善が必要かなということは事務局で思っております。

あと予算の問題ですが、額をちょっと調べてないのですが、現状、福祉課の方で今のところ対応できるかなと思っております。他の件になりますけど、一応、議会としてもその差別法ができてから「筆談できます」というプレートを事務所の前に置かせていただいたりとか、筆談用のペンを置いて、それとノートがあるんですけど、開いたらもう目で見えるようなそういうのを置かせていただいております。それと以前からリフト

つきの電動車いすの対応とかそういうのをやっております。

そういう法律の中で、今回、手話通訳とか要約筆記のところはクローズアップされてるかと思えます。ただ全国的には、皆さんもご視察で行ったように、もう既に議場において手話通訳をしているところがあります。それと昨日ですね、福岡県の春日に郡の研修に行きまして、そこが傍聴関係のことで研修をしたのですが、そこでも、うちで言う意思疎通支援事業というのを活用いたしまして、実態としては、ここの議会と同じで手話言語法の意見書に請願等が出たときにしかまだ活用はしていないということです。

それともう1つ、福祉課の方で確認をしたんですが、身体障害者聴覚の手帳をお持ちの方が8月1日現在の資料なんですけど159名。その中で手話通訳ができる方が20名、20名ですね。この20名の年齢層なのですが、若い人が多いそうです。やっぱり若くして学校に行かれて勉強をして手話を覚えると、もうお年寄りになって耳が聞こえなくなった方はなかなか手話までいかないと。先ほどの159名が、あくまでも手帳を申請をされてる方なので、まだお年寄りになって、なられた方はもう手帳も申請してない人もいるのではないだろうかということでそこはちょっとよくわかりませんが、そういう方もいらっしゃるそうです、実態としては159名の手帳で、手話ができる方が約20名と。それと議会にこられますので、議会の行政用語あたりを使える人が2、3人程度、難しい言葉が色々出てくるので、実態として難しい面もあります。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

今、説明していただいたのが実態でございますけれども、先日も視察にも行きましたし、障害者差別禁止法というのが施行されましたので、必要な場合に入れてはどうかというふうには思っておりますけれども、皆さんからご意見をお願いします。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

取るべき対応だというふうに思いますね。ただ、今、言われた手話通訳と要約筆記、要約筆記となるとこれはお1人だったら横でできるのかもしれませんが、これもまた要約筆記はこれなにか資格か何かあるのですかね。その単にやっぱり聞いてるだけで、書くというの追いつかないと思うんですよね。それに慣れた人でしか、それもこれもまたできないのではないかなというふうな気がして、そういう対応はできるのか、ちょっと確認したいというふうに思いますけど。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長補佐。

○課長補佐（細田浩子君）

お答えします。要約筆記については、国の資格とかそういうのはないんですけども、通常の方がすぐ書いてできるものでもないの、県の講座とか町でも要約筆記の講座をしますので、そこから県の講座を経て、ある程度経験を積んだ方が今対応してくださっているという状態です。一応、要約筆記が町内で今、登録されてる方が8名ほどい

らっしゃるということで、ただ日中の活動がなかなかできずに、通常お願いして動ける方が4人程度ということで伺っております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。なければ、必要なときには入れていく方向で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでそうします。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。もう1つその他のところで、前回、タブレット実習を行ったんですが、その後、どうしていくかというところを進めていけないといけないうのですけれども、実習をしてみてどうだったかというので、この議会運営委員会でどうしたらいいかを決めて全協に図ろうと思ってるんですけれども、皆様のご意見をお願いします。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

他の議員から出た意見が、この間来てもらった東京インタープレイですね。そこら辺で出た意見が、この事業所だけの説明を聞くとどうなのかと。進めるなら他のそういう採用しているそういうタブレットの方法の部分も、そういう機会を持つべきではないかというふうな部分がちょっと出ましたですね。携帯電話なんか会社なんかもいろいろやってるところもあるみたいなので、そういうところの講習ですね、それが金額的にお金がかかるものなのかどうなのか、ちょっと別として、そういうところもやっぱり今後ちょっと検討をやるべきではないかなとそういう意見が他の議員から出てますので、それから進めていかれたらどうかなというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

山口議員。

○副議長（山口憲一郎議員）

タブレット導入とかその前に、この間講習会をしたことは大変いいことと思うんですけども、議運の中ではこうして話してて、ある程度今回は議運長にお任せしたというところでだいぶあったんですけど、やはり、議運以外の方が一応全協の中で諮ってくれましたけど、もう帰ってきた時には3、4人だったのですが、もうするのというところを聞いたので、やはりここで話し合っている程度の線は持っていけないと話にならないですけども、やはりやっぱり全協の中でも、ゆっくり時間をとって、話し合うことも必要ではないかなと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その時の講習の説明を聞いたときに感じたのが、例えば親機といいますかね。親機の方で、今から何ページを開いてくださいということでやるわけですね。それを議会にあてはめた場合に、理事者側の説明員が、まず、部長なり町長なりが何ページを開いてくださいって説明をずっとやっていくという形になれば、今のところまだ理事者がそれを導入するという形になってないものだから、現実的に、今の段階で導入というのはまず、理事者がまずその気になってないんじゃないかなという気がするんですね。それが1つと、あとやっぱりもう1つは、紙ベースの予算も僕もどうしてもあるものですから、一気にもうペーパーレスだというふうになるということについては、また、このタブレットの扱いについての各議員さんの中でもやっぱり意見の分かれるところだろうし、早急に結論を出し切れない。僕も結論出しきれない状況です。まだクリアしないといけない問題がたくさんあるのではないかなというふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。なかなか皆さんと一緒にというのも難しいところでもあるし、言われたように理事者側との関係もあるかと思いますが、議運としてもどうするかなんですよね。もう来年の3月までのこのメンバーでの任期なので、そこまでで、ちょっと今のところ難しいなというのであればまだ現状のまま進めながら、いろんな情報を新たに得ながらしていく。導入に向けてもうちょっと頑張ってもいいんじゃないというのであればちょっと進めていくけれど、皆さんの話を聞くと今すぐというのは、もちろんすぐ導入するとかいう意味じゃないですけど。進めていくのもちょっと難しいのかなというふうに私も感じているところがございますので、あと半年しかないので進めるべきところは進めるけど、ここはちょっとゆっくりしていくという方がいいのかなとも思っていますが、そのあたりでいかがでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今大体、河野委員とかいろいろ話が出ましたけれども、私も1つの方式だけではなくて両方やっぱり見るべきだというのは思います。それと今、委員長がもう時間がないからと。それは我々の議運のメンバーとしての時間がという意味でしょうけども、議会はあるわけですから、そう急がなくてもいいだろうと思います。もう1回、もう1つの方式を見てみる。その上で、私はアンケート全議員にとって、どういう内容にとるかというのはまだこれからしないといけないけども、やっぱりそういった手続きを踏まえていく。これはどうしても行政の主体性がないとこのタブレット導入の事業というものは、議会主導型で進めてもいいけども最終的には予算ですからね。そういう意味では、執行側とやっぱり話すことも必要になるかもしれません。やるべきことをやって、とりあえ

ず今持ち込んでいいということは決めていただいているので、そこをしながらあんまり早急にいろいろ、痛くもない腹を探られたりしないでいいように少しゆっくりやってみてもいいのではないかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

サイドブックスというアプリを入れて、今その中に議案を入れてますけども、これは、こういう形で今使用してますけども、これはしばらくそういうふうにさせてもらっているのか。それとも一定期限が切れたらもうだめなのか。これは、どんな契約というか、先方さんとはどんななってるんでしょうか。

サイドブックスというこの前、説明受けたやり方は別として、先ほど喜々津委員も言われたようにスマホとそれからタブレットの持ち込みが可能になったということで、私としてはまずは第一歩が踏み出せて、非常に助かったというのが感想で、別のアプリの中で私は、長与町のホームページにアップされてるまちのいろんな計画ですね、それこそさっき委員会がありました。まち・ひと・しごと総合戦略とか人口ビジョンとか、いろんな計画を入れて、参考にさせてもらったり、あるいは議会の方で準備された資料も取り込んで、活用したりということができたので、とりあえずそれぞれが持っているタブレットを利用していろんなことができるということ。それぞれがやる中でしばらくそういう形でずっと使っていったり習熟していくという、まずはそこまでいけたというのが1つはやっぱり成果だと私たちの議会運営委員会としての仕事としては、1歩前進はできたというふうにとらえていいんじゃないかな。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

先ほど期限の件は今わかりません。申し訳ございません。それと個人のタブレットを今導入されておりまして、議会事務局のコピー機でPDF化が簡単にできますので、もし資料等手持ちの紙ベースのものをパソコンの中に入れて議場に持ち込みたいというときは、議会事務局に申し出ていただければ、お金はかかりませんので、例えば何ページをPDF化してくれと言ったらすぐあつという間にできますので、だから自分の資料をもちろん議会に関する資料ですけど、持って来ていただければ簡単にPDF化できます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。なければタブレットに関しては、今、持ち込みということで、今議会事務局からも説明がありましたように、PDF化もできるということですので、皆さんにおおいに使っていただきながら、またその他の方法の研修もしていきながら、じっくり進めていくということでもよろしいでしょうか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

タブレットを今持った方も何人もおられますよね。私なんかやっぱり堤委員とか役場の事務局の職員とか非常に使いこなしている方たち、堤委員あたりは会議中にパッと出して、その前の記録なんかを取り出してされてるんだけど、そういった導入するしないは別にしても、そういう勉強会的なものをこれは何とかして立ち上げてやった方がいいんじゃないかな。私的なあれですよ。それはね。そういう希望を言っておきます。

○委員長（饗庭敦子委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

タブレットが使えるようになって、使っていると電波が悪いんですよ。議場内は。だからWi-Fi環境ぐらいは整備をしていただけたら、これはどこにどう管財課に言うべきか。ちょっと事務局すいません。そこのところお願いします。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会議務局長（中山庄治君）

確におっしゃるとおりで、長時間の使用になりますので、手持ちのギガ数ではもう限界が出てきます。管財課の方と既に協議はしてます。管財課もその議会棟だけ、4階だけではなくて、全庁的にどうやっていくかまで考えているようなので、まだ回答は来ておりませんが、9月議会ぐらい前に業者を連れてきて、ちょっと調査か確認か、そういう作業はしてるみたいです。ただいつまでということは入ってきておりません。私もできればそういうふうにしていただければ非常に助かります。お金はかかるそうです。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、勉強会もしたいという思いは受けとめさせていただきながらですね、Wi-Fiの件は進めていくということではしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

今日の議題は以上なのですけれども、皆さんの方からその他のところで何かございませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

局長が作ってくれた議会改革の今から取り組まないといけない問題、あれについては、いろいろあって一旦取り下げをした。その後、ちゃんと決裁をいただいたうえで差しかえをしたりとか、抜いたりとかしながらやってほしいというにそういう要望していたと思うんですが、これについては、まだ議長の決裁がおりてないのか。そこら辺をちょっと聞かせてください。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

おりておりません。少しずつやっっていこうという返事をもらっているんですけど、まだどれからとかそういうものはありません。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私はやっぱり議会基本条例に基づく議会の運営とか改革とかそれに絡む問題なので、これこそなるべくこの年度内にやっぱりある程度目途をつけていきたいというのがあるもんですから、ただまだこの中でも色んな問題があるけれども、早急に取り組まないといけない問題とか、要するに協議の順位をつけて、やっぱり取り組んでいかないといつまでたってもこれはそのままになってしまうというふうに思いますので、これは議運の正・副委員長、事務局と話をしたうえで、議長にも申し入れをして、なんとか協議のテーブルにそういうものを出させていただくように、議長も所信表明の中では、議会改革の問題をしっかりとってるわけですから、ぜひひとつこれは委員長の方からでもそういう申し出をさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ぜひ申し入れをしていきながらどういうふうな形で進めるのかというところで、議題に載せていきたいというふうに思います。他にございませんか。よろしいですか。

なければ、本日の議会運営委員会は、これで閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 14時59分）

委員長